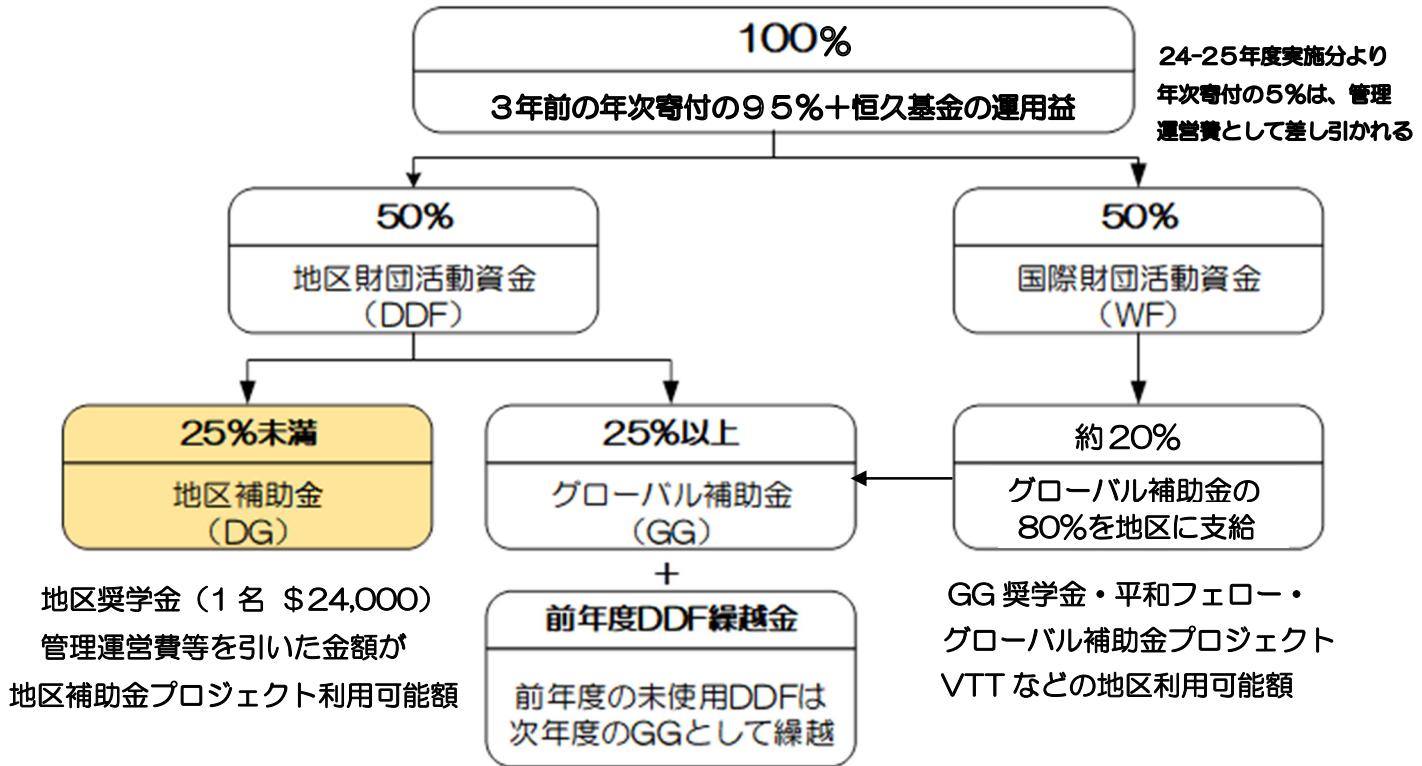


2025-26 年度 地区補助金申請
2026-27 年度に実施する奉仕プロジェクトの地区補助金要項
国際ロータリー第 2780 地区 ロータリー財団委員会

■資金の流れ -シェアシステム-

第 2780 地区のロータリアンからご寄付頂いた“年次基金”と“恒久基金”は、ロータリー財団で 3 年間運用後、シェアシステムにより“年次基金”と“恒久基金の運用益”が財団活動資金として地区に配分されます。



■ 地区補助金とは

ロータリー財団は、「世界で良いことをしよう」の標語のもと、ロータリアンの奉仕プロジェクトを支援するための補助金制度を提供しています。

地区補助金は、ロータリアンが積極的に参加する幅広いプロジェクトを柔軟に支援します。

高校生、大学生への奨学金支給は地区へ個別にご相談下さい。

海外への奉仕プロジェクトは事前調査・実施確認(寄贈式・現地指導)が準備されているプロジェクトです。

地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります。

■ クラブの参加資格

地区補助金説明会への出席：地区補助金をクラブ申請、共同申請、グループ申請、地区直轄申請は、
地区ロータリー財団委員会が開催する「地区補助金説明会」の1回に必ず
出席してください。

対象者：クラブ申請は会長エレクト、共同申請は主幹クラブ会長エレクトの出席は必須となります。
グループ申請は、ガバナー補佐エレクトと主幹クラブ会長エレクトの出席が必須となります。
その他、会長、幹事、奉仕プロジェクト委員長、R財団委員長のうち 1 名以上の出席。
1 プロジェクト申請に対して 2 名以上の出席が必要になります。地区直轄は要相談。

説明会日程：2025年10月25日（土曜日）午後2時～午後4時

2026年 1月24日（土曜日）午後2時～午後4時

■ 地区補助金プログラムの2つの必須条件と実施年度にあわせた申請期限

「ロータリー財団の使命に関連したプロジェクト」+「ロータリアンが積極的に参加するプロジェクト」この2つの条件を満たしていただければ、クラブの継続事業であっても地区補助金の申請をすることができます。※ロータリー財団「授与と受諾の条件」「地区補助金の対象となる活動」を遵守してください。[2025年2月更新版]申請締切日は**2026年3月15日**です。クラブの次年度活動に合わせた補助金プロジェクトを企画してください。

■ 日程

申請手続相談期間	随時（2026年2月末まで。ガバナー事務所へお問い合わせください。）
申請合同相談会	地区補助金説明会の第2部として開催します。
申請書提出期間	2025年11月1日～2026年3月15日
審査・選考期間	2026年4月1日～2026年4月25日
交付期間	2026年8月以降（R財団から地区への入金後速やかに手続します）
プロジェクト実施時期	2026年8月中旬～2027年5月10日（5月10日を越える場合は要相談）
完了報告書提出期日	プロジェクト終了後1ヵ月以内 最終期限は2027年5月15日

■ 支給条件・拠出金

2026年8月中旬～2027年5月10日までに完了する奉仕プログラムに支給します。

（2027年5月10日以降に実施を予定するプロジェクトは別途ご相談ください）

1クラブ1プロジェクト（グループ、地区直轄、共同プロジェクトの場合も参加クラブは1プロジェクトとします。）
プロジェクト実施後に地区補助金に余剰金が発生した場合は地区へ返金、クラブ拠出金に余剰金が発生した場合は、財団年次基金にクラブ寄付金として提供していただきます。詳細は、2026年6月開催予定の支給クラブ説明会にて説明いたします。

【一般応募】クラブ単独プロジェクトなど

奉仕プロジェクト費用の80%かつ**50万円**を上限に、クラブ拠出金は**20%以上**と致します。

プロジェクトに関わる費用の20%以上をクラブが拠出し、80%以下が補助金対象となります。

ただし、前年度、前々年度のクラブ年次寄付が一人当たり100ドル前後の場合はクラブ拠出金を増額依頼する場合があります。

クラブ補助金管理委員を1名設置

【特別応募】クラブ単独プロジェクト・共同プロジェクト・グループプロジェクトなど

*クラブ単独プロジェクト

奉仕プロジェクト費用の80%かつ**100万円**を上限に、クラブ拠出金は**20%以上**と致します。

*共同プロジェクト・グループプロジェクト

奉仕プロジェクト費用の80%かつ**200万円**を上限に、拠出金は**20%以上**と致します。

補助金授与された共同・グループプロジェクトの同一の内容では、受益者の国やエリアを変えても地区補助金申請は行えません。グローバル補助金申請などをご相談ください。地区補助金を再度利用する場合は継続事業と同じ扱いとなります。

特別応募は「申請手続相談期間」の間に財団補助金・VTT 委員会より必ず個別説明を受けて下さい。補助金管理委員を3名設置（補助金担当・書類、事務等・プロジェクト管理）

■ 選考方法について

1. ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナー補佐、地区ロータリー財団委員会、財団補助金・VTT 委員会による選考会を実施します。
2. 選考会は審査・選考期間中の4月5日～4月20日の間に日程を決定します。
3. 申請プロジェクトにA/B/C/Dの4段階評価による採点を全選考者がおこないます。
A:申請額満額支給 B/C:申請額減額要請 D:制約事項に抵触の可能性あり
4. Aが過半数を超えたプロジェクトを「Aプロジェクト」、BまたはCが過半数を超えたプロジェクトを「Bプロジェクト」「Cプロジェクト」、Dが一つでも付与されたプロジェクトは「検討プロジェクト」として分類されます。
5. 全ての申請プロジェクトはAの採点数が多いプロジェクトより配分優先順位を付与します。
6. Dが1つでも付与されたプロジェクトは採点者による理由を財団補助金・VTT 委員会で検討し、申請クラブに修正要請をおこないます。4月25日までに再提出され、受諾条件がクリアになった申請プロジェクトはAからCのプロジェクトとして配分優先順位が付与されます。提出期限までに問題解決ができなかった場合は、申請不受理とさせていただきます。
7. 「BおよびCプロジェクト」は財団補助金・VTT 委員会より減額要請をおこないます、クラブ拠出金の増額、プロジェクト規模の縮小を検討していただき4月25日までに再提出してください。期限までに再提出されなかった場合は、申請不受理とさせていただきます。
8. B、Cプロジェクトへの減額要請後においても申請額の合計が補助金総額を超えた場合は、「Aプロジェクト」申請クラブに配分優先順位にもとづき減額要請をおこないます。
9. 配分優先順位による減額要請においても補助金総額を超えた場合は、Cプロジェクト大幅減額、Bプロジェクト同率減額等の配分手続を財団補助金・VTT 委員会の裁量において実施し、配分金額の決定をおこないます。
10. 申請数や申請内容を審査し、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります。
11. 前年度の年次寄付の実績は審査の参考とします。

■ 支給された補助金の管理について

1. [為替変動による入金額の増減]

地区補助金申請は日本円でおこないますが、ロータリー財団からの配分は\$ベースで実施されます。そのため、クラブへ振り込まれる入金額は為替変動による増減があります。

2. [50万円ルール] ※申請時の日本円金額です、為替変動による交付金額の変動に影響されません。

(ア) 申請金額が50万円以下の「一般応募」の場合は、簡易的な手続きにて資金管理を行うことができます。

- (イ) 申請金額が50万円超200万円以下の「特別応募」は月次の資金管理報告が義務づけられます。申請を検討されているクラブは3月5日までの「補助金申請手続き相談期間」の間に財団補助金・VTT委員会より必ず個別説明を受けてください。
3. プロジェクトの実施は、補助金専用口座（補助金使用の流れが解る口座）に事前にクラブ拠出金を入金済みにしていただき、地区補助金の入金後にプロジェクトを実施してください。
4. 完了報告書（別紙）
- プロジェクトの実施時の写真・納品書・領収書と実施内容の詳細レポートが記載された「完了報告書」を1ヶ月以内に提出してください。完了報告書の不備、未提出の状況が最終提出期限を過ぎた場合、補助金支給は無効になります。

■ 遵守制約

ロータリー財団の定める「授与と受諾の条件」「地区補助金の対象となる活動」を遵守してください。

My Rotary の補助金センター補助金の検索を日本語にしてから補助金に関するリソースの中に「地区補助金 授与と受託の条件」があります
補助金の主たる目的通り適正に資金を活用し、地区委員会との情報共有を密接に行ってください。
配分決定後の申請内容変更は認められません。地域のニーズに大きな変化があった場合は、プロジェクト実施前に必ず地区ロータリー財団委員会にご相談ください。

ロータリアンからの調達は利益相反を指摘されないよう申請書に十分な説明を記載してください。

〈利害の対立（利益相反）について〉

- *利害の対立とは、補助金に関わる者が、自己・その家族・知人等に事業上の利益、あるいは自己が関わる組織に恩恵を与えると疑われる可能性のある関係を指します。
- *プロジェクト運営に当たり、利害の対立を十分注意した上で、1件当たり30万円の支出の場合は少なくとも3つの業者からの見積もりの上、業者の選定を行います。
- *利害の対立がある業者を選定する場合には、その業者に特に優れた技術等があり、他に代わることが出来ない理由等をプロジェクト申請の段階で地区財団委員会に提示して承認を得なければなりません。その他としては、上記と同様に何社から見積もりを取り、その業者の優位性を証明しなければなりません。金額における優位性を証明できなくとも、運営上の優位性を説明できる場合も可とします。その場合、完了報告書にその説明を記載するか、理由書を必要とします。

〈国際ロータリー「青少年保護方針」について〉

国際ロータリー「青少年保護方針」に基づく、奉仕活動プログラムにおいて、青少年に接する事業については下記対応が必要となりました。

なお、詳細は、2026年6月開催予定の支給クラブ説明会にて説明いたします。

- ・事業実施年度の会長、幹事、担当委員長の指定された誓約書の提出
 - ・参加するロータリアン名簿の提出
 - ・ロータリアン以外のボランティア等については、「青少年保護規定」を説明し、説明したボランティア等責任者名及び日時を記録
 - ・事業当日の参加ボランティアについては、参加者名簿への記入
 - ・主催するロータリークラブの費用負担によるボランティア保険への加入(地区補助金対象となります。)
- ※申請の時に提出の必要はありません。奉仕活動プログラムの開始までに、地区危機管理委員会あてに送付をお願い致します。

■ 申請手続き

- クラブ理事会にて承認を経てから申請をおこなってください。
- 別紙地区補助金申請書（Word 形式）にパソコンで入力、メールにてガバナー事務所に送信してください。
- 申請順により 10 クラブに選考会にて 5 分間のプレゼンテーションを認めます。**
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズや、人道的なプロジェクトであること、本当に困っている人々のため、地域の次世代リーダー育成など、十分理解されるように記述してください。
- クラブの主体性、ロータリアンの積極的な参加について具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金プロジェクト全体について記載してください。金額は日本円で記載してください。

■ 申請受付、及び問い合わせ

国際ロータリー第 2780 地区ガバナー事務所 e-Mail : g-office@rid2780.gr.jp

※手書きで記載された申請用紙の申請は不可とします。

地区補助金・VTT 委員会にて申請書を確認し、申請内容に修正が必要ないことを確認後ご連絡いたしますので、委員会からの連絡後に会長・会長エレクトの署名のある原本をガバナー事務所に郵送にてご送付下さい。

■ 地区補助金活動

第 2780 地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体的な例を以下のように定めています。

〈 地区補助金の対象となる活動 〉

1. 過去に申請実施した補助金プロジェクトも 3 年に 1 回申請することができますが、必ず事前相談をお願いします。
2. 奉仕プロジェクトの中で必要と認められる飲食代。ただしロータリアンの飲食代は認められません。
3. 建物の新築と増築、既存の建造物の改裝・修理への支援費用。ただしクラブ所有は認められません。
4. 奉仕プロジェクト参加者募集、実施するために必要な広報費用。
5. 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。ただし、設置作業や準備へのロータリアン参加は必須です。
6. 障がい者をサポートして美術館等へ招待する移動費用、障がい者のチケット代。
7. プロジェクト実施のための傷害保険料。
8. グローバル補助金予備申請が地区承認されている、グローバル補助金プログラムの事前調査費。
9. 青少年を対象とした研究・学習・放課後のプログラム支援費用。

※補助金の対象にならない場合、遠方への派遣規定ありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。

10. 青少年交換学生、RYLA、インターラクト、ローターアクトへのプログラム支援。

※補助金の対象にならない場合がありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。

※青少年の旅行については、取決めや制約があります。必ず財団補助金・VTT 委員会に事前相談して下さい。

〈 地区補助金対象とならない活動 〉

- 特定の人に贈る場合は不適格です。但し、物品を贈呈する活動でも単に贈呈ではなくロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。
- 単なる娛樂的なものは不適格です。但し、地域の障がい者や高齢者のための支援活動は適格です。
- 金銭だけの協賛金贈呈又は寄付や資金調達が目的のものは不適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- ロータリアンのための費用は不適格です。他のロータリークラブへの災害寄贈案件など・ロータリークラブの公共イメージ向上、会員増強を目的とするもの・会員による事前会議費や二次会費用・クラブユニフォーム制作費等
- クラブホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- 海外への奉仕プロジェクトで事前調査が出来ていないプロジェクトは不適格です。
- 宣伝広報的な取り組みは不適格です。但し、クラブ拠出金の中で行うのは適格にいたします。

〈 地区補助金スケジュール 〉

2026年3月15日：申請受付終了

※財団補助金・VTT委員会にて確認し修正依頼などを行う場合がございますので、
なるべく2月28日までのご提出にご協力頂きますようお願い申し上げます。

予備審査 4月8日

本審査 4月15日

申請修正期間 3月16日～4月25日

支給クラブ説明会 6月上旬予定

クラブへ補助金支給 8月中旬予定

〈 資料 〉

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件



2025-2026年度第2780地区ロータリー財団ハンドブック

